医師・看護師を確保するための意見書

国民は、健康保険証さえ持っていれば、一部負担だけで、誰でも・いつでも・どこでも受診することができる、世界に冠たる国民皆保険制度に対して絶大な信頼を寄せている。

しかし、ここ数年、政府の財政優先による医療費削減政策の結果、患者一部負担の 引上げ、高齢者のための長期入院施設の削減、リハビリテーションの日数制限等々、 公平・平等な医療を受ける機会を奪う結果となってしまった。

また、全国各地で医師・看護師不足による病院閉鎖や診療科の縮小などの影響が続出しており、さらに、国民から医療へのフリーアクセスも奪い、患者の医療負担を増やすような政策がとられ、我が国の医療崩壊が懸念される。

よって、国においては、安心・安全な医療が持続して提供できる政策実現のために、 そして、世界に誇る我が国の公的医療保険制度の維持・再構築に向け、次の事項について問題解決に当たられるよう強く要望する。

記

- 1. 国民のための医療政策を実現すること
- 2. 国民の生命と健康を守るための医療費財源を確保すること
- 3. 医療格差を是正すること
- 4. 患者の負担を増加させないこと
- 5. 高齢者のための入院施設を削減しないこと
- 6. 医師・看護師不足を解消すること
- 7. 医師・看護師の増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の保障を実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 9月27日

宮城県東松島市議会議長 佐 藤 富 夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 内閣官房長官 厚生労働大臣 宛